

ほがらかケア 24

(連携型定期巡回・隨時対応型訪問介護看護)

利用契約書・重要事項等説明書

目 次

1 . 利用契約書	1 ~ 6 ページ
2 . 重要事項・サービス内容説明書 ..	7 ~ 26 ページ
3 . 同意書	27 ページ

利 用 契 約 書

(契約の目的)

第1条 医療法人社団 安田内科病院(以下、「乙」という。)は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者(以下、「甲」という。)が安心して居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供します。甲は乙に対しサービスの利用料金を支払います。

(契約期間)

第2条 本契約の有効期間は、契約締結日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 本契約は、契約期間満了の2日前までに甲または乙より文書による契約終了の申し入れがない場合、更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の決定・変更)

第3条 乙は、甲に係る居宅介護サービス計画に基づき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等を作成し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供を行います。また、乙は、日々の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況や看護職員による状況確認、また、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、必要に応じて計画作成責任者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を変更します。

2 乙は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、甲の身体状況、日常生活全般の状況、その他保健医療、福祉サービスの利用状況の把握に努めます。

3 乙は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、甲に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

4 乙は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提供するにあたって居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供の終了に際しては、甲に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

5 乙は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を変更した場合には、甲に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(定期巡回サービス)

第4条 乙は、甲の居宅に訪問介護員を派遣し、定期的に甲に対して入浴、排せつ、食事等の日常生活上の介護を行います。

(随時訪問サービス)

第5条 乙は、甲からの通報を受けて、在宅介護の相談等に適切に対応します。また、随時の訪問の必要性がある場合は訪問介護員を派遣して対応します。ただし、同時に複数の利用者に対して随時の訪問が必要となった場合は、状況確認の結果に基づき、緊急性の高い利用者を優先する場合があります。(訪問介護員の交代等)

第6条 乙は、サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

2 甲は、選任された訪問介護員の交替を希望する場合、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、乙に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、甲から特定の訪問介護員の指定はできません。

3 乙は、乙の都合により訪問介護員を交替することができます。ただし、その場合、甲に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(サービスの実施)

第7条 甲は第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を乙に依頼することはできません。

2 定期巡回・随時対応サービスの実施に関する指示・命令はすべて乙が行います。但し、乙は定期巡回サービス、随時対応サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

3 甲は、乙が定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)を無償で提供し、また、甲が事業所に連絡する場合に電話等を使用することを承諾するものとします。

(サービス利用料金の支払い)

第8条 甲は、第4条及び第5条に定めるサービスについて、重要事項・サービス内容説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:通常はサービス利用料金の1割または2割、3割)を乙に支払うものとします。

2 乙は、1か月ごとにサービス利用料金を計算し、甲に請求するものとします。なお、サービスの利用開始時や要介護区分の変更時、あるいは医療保険の訪問看護の給付対象となる期間が生じた等の事情がある場合、当該期間の利用料金は利用日数に基づいて日割り計算を行います。

3 サービス利用料金の支払いに際し、甲は、乙が指定する金融機関口座への

振り込み、または、乙が指定する方法での口座引き落としにより支払うものとします。

- 4 前項に定める金融機関口座への振り込みの場合の支払期限は、甲が乙から請求を受けた日の翌月末日とします。なお、支払いの期限を過ぎても、甲が乙からの請求に応じない場合、第21条の定めにより、乙は本契約を解除できるものとします。

(利用の中止、変更、追加)

第9条 甲は、利用期日前において、定期巡回サービス、随時対応サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに乙に申し出るものとします。

- 2 乙は、甲からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼動状況により甲の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を甲に提示して協議するものとします。
- 3 甲が医療機関への入院等によりサービスの利用を一時中断し、その後再開した場合、従前と同じ日時でサービスを利用することができない場合があります。また、訪問介護員についても変更となる場合があります。

(サービス内容の変更)

第10条 甲の体調不良等やむを得ない理由により予定されていたサービスの実施が困難な場合、サービス利用予定の当日であってもサービス内容を変更できるものとします。

(利用料金の変更)

第11条 第8条に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、乙は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 甲は、利用料金の変更に同意する事が出来ない場合には、本契約を解約する事が出来ます。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第12条 乙は、甲の生命、身体、財産の安全・確保に配慮のうえ、サービスの提供を行うものとします。

- 2 サービス実施日の甲の体調・健康状態によっては、訪問介護員が甲または家族等に確認のうえでサービスを実施、あるいは中止する場合があります。
- 3 乙は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として甲の主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

4 乙は、甲に対するサービスの実施記録を作成し、それを5年間保管し、甲または家族等の請求による当該記録の閲覧及び複写物の交付に応じるものとします。

(訪問介護員の禁止行為)

第13条 乙は、甲に対するサービスの提供にあたり、訪問介護員による次の各号に該当する行為を禁じます。

- (1) 甲または家族等からの高価な物品等の授受
- (2) 甲の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- (3) 飲酒及び喫煙
- (4) 甲または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (5) その他、甲または家族等に行う迷惑行為

(損害賠償責任)

第14条 乙は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、乙の責に帰すべき事由により甲に生じた損害に対し賠償責任を負い、損害賠償を速やかに履行するものとします。

2 前項の定めによらず、甲に故意又は過失が認められる場合には、甲の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第15条 乙は、以下の各号に該当する場合には、損害賠償の責任を免れるものとします。

- (1) 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 甲が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 甲の急激な体調の変化等、乙が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 甲が、乙の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (5) その他、乙の責に帰すべき事由がない場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第16条 乙は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他乙の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合、甲に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第17条 甲は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い乙が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 甲の要介護区分が、要支援または自立とされた場合
- (2) 甲が死亡した場合
- (3) 乙が解散命令を受けた場合及び破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 乙が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (5) 第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(契約者からの中途解約)

第18条 甲または乙は、本契約の有効期間中、7日前に通知することにより本契約を解約できます。

- 2 甲または乙は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- (1) 第11条第2項により本契約を解約する場合
 - (2) 甲が入院した場合
 - (3) 甲に係る居宅サービス計画が変更された場合

(利用者からの契約解除)

第19条 甲は、乙が以下の事項に該当する行為を行った場合には本契約を解除することができます。

- (1) 乙が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 乙が第13条に定める個人情報の保護に違反した場合
- (3) 乙が故意又は過失により甲または家族等の身体・財産・信用等を傷つけまたは著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第20条 乙は、甲が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 甲が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 甲が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (3) 第8条に定めるサービス利用料金について、支払いの期限を過ぎても、甲が乙からの請求に応じない場合
- (4) その他、甲が非協力など信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがない場合等

(精算)

第21条 第18条により本契約が終了した場合において、甲がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

(虐待の防止)

第22条 乙は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(個人情報の保護)

第23条 乙は、サービスを提供する上で知り得た甲及び家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

- 2 乙は、甲に医療上緊急の必要性がある場合、医療機関等に甲に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 サービス担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ文書により同意を得るものとします。

(緊急時の対応)

第24条 乙は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスを提供しているときに、甲に容態の急変が生じた場合は、速やかに主治医または家族に連絡を取り、必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第25条 乙は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスを提供するにあたり事故が発生した場合には、速やかに保険者および関係機関、並びに甲の家族に連絡するとともに、必要な措置を迅速に講じます。

(苦情処理)

第26条 乙は、甲または家族等からの苦情に対して、苦情受付窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第27条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、乙は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、甲と誠意をもって協議するものとします。

重要事項・サービス内容 説明書

あなた（又はあなたの家族）がご利用をお考えの訪問介護について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからぬこと、わかりにくいことがあれば、ご遠慮なくご質問下さい。

1. サービスを提供する事業者

事業者名	医療法人社団 安田内科病院
代表者	理事長 安田 俊一
所在地	〒921-8047 金沢市大豆田本町ハ 62 番地
連絡先	電話：076-291-2911 FAX：076-291-6787
法人設立年月日	平成 7 年 4 月 1 日

2. サービス提供を実施する事業所

事業所名	24 時間定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所 ほがらかケア 24
管理者	中川 雄太
介護保険指定事業所番号	第 1790100620 号
所在地	〒921-8012 石川県金沢市本江町 12 番 10 号
連絡先	電話：076-291-2901 FAX：076-291-1120 緊急時の電話 076-291-2901 (24 時間受付)
事業所の通常の事業の実施地域	金沢市新神田校区
営業日時	365 日 24 時間
職員体制	利用者への適切なサービス提供のために当事業所に配置する職員の職種及び人数は別紙 に掲げるとおりです。

3. 運営方針の目的及び運営の方針

目的

利用者が要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に、または利用者からの随時の通報に適切に対応を行うことにより、利用者がその居宅において安心して生活を送ることができるよう支援を行うことを目的とします。

方針

利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回または随時通報により利用者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他、安心して居宅において生活を送ることができるようするための援助を行い、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとします。

4. 職員の配置状況

利用者への適切なサービス提供のために当事業所に配置する職員の職種及び人数は、下記のとおりであり、指定基準を遵守しています。

なお、()内の数値は他の職種との兼務者数です。

職種	常勤		非常勤		職務の内容
	専従	非専従	専従	非専従	
1. 管理者		1(1)			<ul style="list-style-type: none">事業所の従業者および業務の一元的な管理従業者に基準を遵守させるための必要な指揮命令
	介護福祉士 その他	1(1)			
2. オペレーター		1(1)		14 (14)	<ul style="list-style-type: none">利用者および家族からの通報を随時受け付け、適切に対応利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言
	介護福祉士 介護職員実務者研修修了者 その他	1(1)		14 (14)	
3. 計画作成責任者		1(1)			<ul style="list-style-type: none">定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付サービス提供の日時等の決定サービス利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理
	介護福祉士	1(1)			
4. 定期巡回サービス				14 (14)	<ul style="list-style-type: none">居宅サービス計画に沿った定期的な巡回

介護福祉士 介護職員実務者研修修了者 その他				14 (14)	
5. 隨時訪問サービス 介護福祉士 介護職員実務者研修修了者 その他				14 (14)	・オペレーターからの要請を受けての利用者宅訪問

設備の概要

- ・設備基準により、医務室、事務室及び感染症予防に必要な設備または備品等を備えます。
- ・管理日誌及びケア記録を作成保管することにより、適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、オペレーターが当該情報を常時閲覧できる体制としています。
- ・事業所併設の有料老人ホームに居する利用者からは居室備付のナースコールシステムによる通報を受け、それ以外の利用者からは電話による通報を受け、オペレーターが当該通信機器を携帯できる体制としています。

令和3年10月1日 現在

5. 提供するサービスの内容及び費用について

サービスの一部には、利用料金が介護保険給付の対象とならず、ご契約者に全額をご負担いただくものがあります。

(1) 提供するサービスの内容について当事業所が提供するサービスと利用料金

<サービス概要>

<u>定期巡回サービス</u>	訪問介護員が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
<u>随時対応サービス</u>	あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者または家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助または訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス
<u>随時訪問サービス</u>	随時対応サービスにおける訪問の要否の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助をします。

随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは計画作成責任者、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

随時訪問サービスの提供にあたっては、計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行います。

訪問看護サービスの提供にあたっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する指定訪問看護事業所および主治の医師との密接な連携に基づき、医師による指示を文書で受けた場合に、指定訪問看護事業所により提供されます。

訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

医療行為

利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

利用者の同居家族に対するサービス提供

利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）

利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

（2）サービス料金

<1割負担者用>

1単位：10.21円（金沢市…7級地）

基本料金

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（連携型）

1ヶ月ごとの包括料金

要介護度	単位数	自己負担分
要介護1	5,446単位	5,561円/月
要介護2	9,720単位	9,925円/月
要介護3	16,140単位	16,479円/月
要介護4	20,417単位	20,846円/月
要介護5	24,692単位	25,211円/月

加算および減算料金以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

・通所介護等サービス利用時の調整

通所介護等を受けている利用者に対して、当該サービスを行った場合

要介護度	単位数	自己負担分
要介護1	-62単位	-64円/日
要介護2	-111単位	-114円/日
要介護3	-184単位	-188円/日
要介護4	-233単位	-238円/日
要介護5	-281単位	-287円/日

・同一建物減算

事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合

単位数	自己負担分
-600単位	-613円/月

・初期加算

利用を開始した日から起算して30日以内の期間または、30日を超える入院後に利用を再開した場合

単位数	自己負担分
+30単位	+31円/日

総合マネジメント体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合していることを、サービスの質を継続的に管理した場合

単位数	自己負担分
+ 1,200 単位	+ 1,226 円/月

・サービス提供体制強化加算(イ)

厚生労働大臣が定める基準に適合していることを、市町村に届け出た場合

単位数	自己負担分
+ 750 単位	+ 766 円/月

・生活機能向上連携加算()

訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合

単位数	自己負担分
+ 200 単位	+ 205 円/月

・認知症専門ケア加算

認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置し、認知症の利用者を受け入れ、認知症ケアに関する会議や研修などの取り組みを実施

単位数	自己負担分
+ 3 単位	+ 3 円/日
+ 4 単位	+ 4 円/日

・介護職員処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合

処遇改善加算 所定単位 × 137 / 1000

特定処遇改善加算 所定単位 × 63 / 1000

介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位 × 24 / 1000

1月あたりの加算

R6.6.1～ 処遇改善加算 所定単位 × 245 / 1000 算定予定

総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算については、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

上記によって、利用者の要介護度などに応じた金額をお支払いいただきます。なお、法定代理受領の場合は給付額を除いた金額(原則としてサービス利用料金の1割または2割、3割)をお支払いいただきます。

利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2か月前までに利用者にご説明します。

<2割負担者用>

1単位:10.21円(金沢市…7級地)

基本料金

定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費（連携型）

1か月ごとの包括料金

要介護度	単位数	自己負担分
要介護1	5,446単位	11,121円/月
要介護2	9,720単位	19,849円/月
要介護3	16,140単位	32,958円/月
要介護4	20,417単位	41,692円/月
要介護5	24,692単位	50,421円/月

加算および減算料金

・通所介護等サービス利用時の調整

通所介護等を受けている利用者に対して、当該サービスを行った場合

要介護度	単位数	自己負担分
要介護1	-62単位	-127円/日
要介護2	-111単位	-227円/日
要介護3	-184単位	-376円/日
要介護4	-233単位	-476円/日
要介護5	-281単位	-574円/日

・同一建物減算

事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合

単位数	自己負担分
-600単位	-1,226円/月

・初期加算

利用を開始した日から起算して30日以内の期間または、30日を超える入院後に利用を再開した場合

単位数	自己負担分
+30単位	+62円/日

・総合マネジメント体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合していることを、サービスの質を継続的に管理した場合

単位数	自己負担分
+1,200単位	+2,451円/月

・サービス提供体制強化加算()イ

厚生労働大臣が定める基準に適合していることを、市町村に届け出た場合

単位数	自己負担分
+ 750 単位	+ 1,532 円/月

・生活機能向上連携加算()

訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合

単位数	自己負担分
+ 200 単位	+ 409 円/月

・認知症専門ケア加算認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置し、認知症の利用者を受け入れ、認知症ケアに関する会議や研修などの取り組みを実施

単位数	自己負担分
+ 3 単位	+ 6 円/日
+ 4 単位	+ 8 円/日

・介護職員処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合

処遇改善加算 所定単位 × 137 / 1000

特定処遇改善加算 所定単位 × 63 / 1000

介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位 × 24 / 1000

1月あたりの加算

R6.6.1～ 処遇改善加算 所定単位 × 245 / 1000 算定予定

1月あたりの加算

総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算については、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

上記によって、利用者の要介護度などに応じた金額をお支いいただきます。なお、法定代理受領の場合は給付額を除いた金額(原則としてサービス利用料金の 2 割)をお支払いいただきます。

利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までに利用者にご説明します。

<3 割負担者用>

1 単位:10.21 円(金沢市 ... 7 級地)

基本料金

定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費 (連携型)

1か月ごとの包括料金

要介護度	単位数	自己負担分
要介護 1	5 , 4 4 6 単位	1 6 , 6 8 1 円/月
要介護 2	9 , 7 2 0 単位	2 9 , 7 7 3 円/月
要介護 3	1 6 , 1 4 0 単位	4 9 , 4 3 7 円/月
要介護 4	2 0 , 4 1 7 単位	6 2 , 5 3 8 円/月
要介護 5	2 4 , 6 9 2 単位	7 5 , 6 3 2 円/月

加算および減算料金

・通所介護等サービス利用時の調整

通所介護等を受けている利用者に対して、当該サービスを行った場合

要介護度	単位数	自己負担分
要介護 1	- 6 2 単位	- 1 9 0 円/日
要介護 2	- 1 1 1 単位	- 3 4 0 円/日
要介護 3	- 1 8 4 単位	- 5 6 4 円/日
要介護 4	- 2 3 3 単位	- 7 1 4 円/日
要介護 5	- 2 8 1 単位	- 8 6 1 円/日

・同一建物減算

事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合

単位数	自己負担分
- 6 0 0 単位	- 1 , 8 3 8 円/月

・初期加算

利用を開始した日から起算して30日以内の期間または、30日を超える入院後に利用を再開した場合

単位数	自己負担分
+ 3 0 単位	+ 9 2 円/日

・総合マネジメント体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合していることを、サービスの質を継続的に管理した場合

単位数	自己負担分
+ 1 , 2 0 0 単位	+ 3 , 6 7 6 円/月

・サービス提供体制強化加算()イ

厚生労働大臣が定める基準に適合していることを、市町村に届け出た場合

単位数	自己負担分
+ 7 5 0 単位	+ 2 , 2 9 8 円/月

・生活機能向上連携加算()

訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合

単位数	自己負担分
+ 200 単位	+ 613 円/月

・認知症専門ケア加算

認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置し、認知症の利用者を受け入れ、認知症ケアに関する会議や研修などの取り組みを実施

単位数	自己負担分
+ 3 単位	+ 9 円/日
+ 4 単位	+ 12 円/日

・介護職員処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合

処遇改善加算 所定単位 × 137 / 1000

特定処遇改善加算 所定単位 × 63 / 1000

介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位 × 24 / 1000

1月あたりの加算

R6.6.1～ 処遇改善加算 所定単位 × 245 / 1000 算定予定

総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算については、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

上記によって、利用者の要介護度などに応じた金額をお支いいただきます。なお、法定代理受領の場合は給付額を除いた金額(原則としてサービス利用料金の3割)をお支払いいただきます。

利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2か月前までに利用者にご説明します。

■ 保険給付として不適切な事例への対応について

a . 次に掲げるよう、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

ア 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適當であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等

イ 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくとも日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

b . 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市区町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人（N P O 法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。

c . 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定期階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

d . 以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(1) 複写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費相当分（1枚につき10円）をご負担いただきます。

(2) 通常実施地域外の交通費

通常の事業実施地域外へのサービス提供を利用される場合は、実施地域を越えた地点から1回の利用につき往復300円をいただきます。

(3) 通信料

利用者及び家族から事業所への通報連絡に係る通信料（電話料金）については、利用者にご負担いただきます。

(4) 支援中のガソリン代

支援時間内に訪問介護員が買い物等に車両をした場合、1kmにつき25円をいただきます。

(5) サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用をご負担いただきます。

(6) 通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費の実費相当分をいただきます。

e . キャンセル料

サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。

前日までの連絡の場合・・・キャンセル料は不要です

当日に連絡の場合・・・1提供当たりの料金の2,000円を請求いたします。

ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合にはキャンセル料は請求いたしません。

6 . 利用料金のお支払い方法

前項の料金・費用は、1か月ごとに計算し、事業者が発行する利用請求書に基づき、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（なお、サービスの利用開始時や要介護区分の変更時、となる期間が生じた等の事情がある場合、当該期間の利用料金は利用日数に基づいて日割り計算を行います。）

(1) 下記指定口座への振り込み（請求日の翌月末日までにお振込み下さい）

北国銀行 本店営業部 普通 034940

医療法人社団安田内科病院 理事長 安田 俊一

（イリョウホウジンシャダンヤスタナイカビヨウイン リジチヨウ ヤスタッシュンイチ）

(2) 金融機関口座からの自動引き落とし

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスを行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

ア. 利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指定はできません。

イ. 事業所からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合にご利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

ア. 定められた業務以外の禁止

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの利用にあたり、利用者は「5. 事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

イ. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの実施に当ってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

ウ. 備品等の使用

利用者は、従業者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、また、従業者が事業所に連絡する場合に電話等を使用することを承諾するものとします。

エ. 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供に当たり、利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した文書を利用者に交付します。また、合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとします。

(4) 提供の拒否の禁止

利用者からの定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の申し込みに対しては、当該事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合、または通常の事業の実施地域外からの申込者に対して適切なサービスを提供することが困難である等の正当な理由がない限り、提供を拒否することが出来ません。

(5) サービス提供困難時の対応

前号に定める正当な理由により、適切な定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、適当な他の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じるものとします。

(6) サービスの提供に当たって

サービス提供を開始する際には、介護保険被保険者証の提示を受け、被保険者資格等の確認を行ないます。

- ア. サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- イ. 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- ウ. 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画

計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び隨時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び隨時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）を作成します。

計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりませんが、定期巡回・随时対応型訪問介護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に位置づけられた定期巡回・随时対応型訪問介護看護が提供される日時にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の心身の状況を踏まえ、計画作成責任者が決定することができます。

計画は、連携する指定訪問看護事業所のアセスメントを踏まえて作成します。

計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意の上、交付します。

計画の作成後においても、常に計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとします。

8. 勤務体制の確保等

- (1) 当事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めています。
- (2) 当事業所の従業者によって適切なサービスの提供が行われる体制を構築している場合においても、他の訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することが出来る場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が実情を勘案して適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスの事業の一部を、他の訪問介護事業所等との契約に基づき、訪問介護事業所等の従業者に行わせることができるものとします。
- (3) 前各号の定めにかかわらず、午前6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の定期巡回・随時訪問介護看護事業所が密接な連携を図り、一体的に利用者またはその家族等からの通報を受けることができます。
- (4) 事業所は従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を確保します。
 - ア. 採用時研修 採用後1か月以内
 - イ. 繼続研修 隨時

9. サービスの終了に伴う援助について

利用者は以下の事由により、サービスを終了することができます。

- (1) 要介護認定により、利用者の心身の状態が要支援または自立と判断された場合
- (2) 利用者から契約解除の申し出があった場合
- (3) 利用者及びご家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
- (4) 事業所のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
- (5) 利用者が死亡した場合

なお、サービスが終了する場合には、事業所は利用者の置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

10. ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

参考：厚生労働省「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 理事長 安田 俊一

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 身体拘束の適正化について

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 個人情報の保護について

- (1) 従業者は、在職期間中はもとより退職後においても、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を決して漏らさないものとします。
- (2) 事業者は、従業者の雇用契約の際に、前項に定める旨を記載した誓約書に従業者からの署名及び押印を受けるものとします。
- (3) 事業所は、サービス担当者会議、医療機関の受診または入院、介護保険サービスの提供等において利用者及び家族の個人情報を用いる場合、あらかじめ文書により同意を得るものとします。

14. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者の急変等緊急事態が生じた時には、利用者の主治医等に連絡するとともに、医師の指示に従い適切な対応にあたります。

また、速やかに管理者へ報告するとともに、利用者の家族、緊急連絡先、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所へ連絡を行い、必要に応じて警察・消防署等へ協力依頼し、状況に応じ、保険者に連絡します。

なお、利用者の主治医及び緊急連絡先に関しては、介護支援専門員と連絡をとるものとします。

15. 事故発生時の対応方法

事業所が提供するサービス中に事故が発生した場合は、市町、家族、緊急連絡先、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、管理者に連絡を行い、必要な措置を講じます。

- (1) 事故報告書にて職員周知を行い、事故の原因を解明し、事故防止マニュアルの整備や研修会等を開催するなど事故防止に努めます。
- (2) 事故の状況及び採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。
- (3) 必要に応じて保険者、県等の指導助言を仰ぎます。

16. 身分証の携行

訪問介護員は利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、身分を明らかにする名札等を携行し、求めに応じて提示します。

17. 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18. 地域との連携

- (1) 当事業所はサービスの提供にあたって、地域に密着し開かれたものにするため、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。
- (2) 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね 6 か月に 1 回以上とします。
- (3) 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者及び家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、有識者等とします。
- (4) 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとします。

19. 指定訪問看護事業所との連携

当事業所は、連携する指定訪問看護事業所との協定に基づき、以下の事項について協力を得るものとします。

- (1) 利用者に対するアセスメント
- (2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- (3) 医療・介護連携推進会議への参加
- (4) その他、必要な指導及び助言

20. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

21. サービス提供記録について

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」等の書面に、必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。
- (2) 事業所は、前記の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書」等その他の記録を完結後 5 年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は、実費負担によりその写しを交付します。

22. 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

23. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

24. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	管理者 中川 雄太
受付時間	午前 9 時 30 分 ~ 午後 4 時 30 分 (土日祝及び 1 月 29 日から 1 月 3 日までの間を除く)
電話番号	076-291-2901

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

記載の受付時間は土日祝及び年末年始期間を除きます。

金沢市福祉局介護保険課
受付時間 午前 9 時 ~ 午後 5 時 45 分
電話番号 076-220-2264

白山市役所 健康福祉部 長寿介護課
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
電話番号 076-274-9529

野々市市役所 健康福祉部 介護長寿課
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
電話番号 076-227-6066

かほく市役所 市民部 長寿介護課 介護保険係
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
電話番号 076-283-7122

内灘町 町民福祉部 保険年金課
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
電話番号 076-286-6702

津幡町 町民福祉部 福祉課 介護保険係
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
電話番号 076-288-2416

石川県国民健康保険団体連合会（石川県国保連合会）
介護サービス苦情 110番
受付時間 午前9時～午後5時00分
電話番号 076-231-1110

石川県福祉サービス運営適正化委員会
受付時間 午前9時～午後5時00分
電話番号 076-234-2556

令和6年4月1日 現在

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供の開始に際し、本書面により契約内容、個人情報の保護、重要事項及びサービス内容の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所所在地 金沢市本江町 12 番 10 号

事業所 24 時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ほがらかケア 24

管理者氏名 管理者 中川 雄太

説明者氏名 上山 由紀

事業者から上記内容の説明を受け、サービス内容や利用料、個人情報の取り扱い等に同意し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの利用に関する契約を締結します。

本契約を証するため、甲乙は署名または記名押印のうえ本契約書を 2 通作成し、甲乙各 1 通保有します。

(甲)

利 用 者

住 所 _____

お 名 前 _____

署名代行者

住 所 _____

お 名 前 _____

続 柄 _____

署名代行の理由 _____

利用者家族代表

住 所 _____

お 名 前 _____

続 柄 _____

私は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの事業者として、甲の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

(乙) 事業者 24 時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ほがらかケア 24

住 所 金沢市大豆田本町ハ 6 2 番地

法人名 医療法人社団安田内科病院

代表者 理事長 安田 俊一 印

電 話 076-291-2911 F A X 076-291-6787

金沢市指定 第 1790100620 号